平成２６年（フ）第２４４号
群馬県伊勢崎市柳原町113番地３
債務者　山岡　昌宏
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２５０号
群馬県前橋市青梨子町393番地５
債務者　田中美代子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２８５号
群馬県前橋市下細井町300番地５
債務者　佐藤眞喜子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２９１号
群馬県伊勢崎市富塚町223番地２　ファミールマルシー101
債務者　上原　啓子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１３１号
群馬県太田市飯塚町1488番地２
債務者　ＹＡＳＳＵＤＡ　ＴＨＩＡＧＯ　ＫＵＮＩＯ
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
前橋地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３２号
群馬県太田市飯塚町1488番地２
債務者　ＹＡＳＳＵＤＡ　ＮＡＴＡＬＩＡ　ＡＰＡＲＥＣＩＤＡ　ＮＡＫＡＺＡＷＡ
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第９８６号
埼玉県川口市北原台２丁目13番６―203号
モアステージ東川口
債務者　東海林健一
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３３号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷１丁目34番５号
債務者　泉　　知子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６８号
埼玉県朝霞市根岸台７丁目23番７号　フルーレ和光202号
債務者　高橋　陽子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２８４号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3558番地４
塚越アパート16号
債務者　秋山　実成
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第５８９号
千葉市中央区末広１丁目７番14号　プランドールⅠ202号
債務者　三浦　巻子
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６０８号
千葉県市原市飯沼31番地３
債務者　池田貴志登
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６８４号
千葉県船橋市南三咲２丁目12番６―103号
債務者　北　　隆之
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３７４号
神奈川県南足柄市怒田939番地イ号地
債務者　赤坂　京子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３７７号
神奈川県厚木市妻田東１丁目10番37―606号
債務者　有江　愛子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４０２号
神奈川県小田原市小八幡３丁目７番13号
債務者　山本　功児
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２８６号
新潟市西区内野上新町12672番地２
債務者　細貝　正樹
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２６号
新潟市東区中野山５丁目４番23号　コーポ白樺106号
債務者　浜田友美子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
新潟地方裁判所民事部